

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会
会長 山下 淳

利用及び提供の制限の例外について（答申）

平成16年8月24日付け諮問第66号で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、利用及び提供の制限の例外について、適当と認める理由等は下記のとおりです。

記

適当と認められる理由等

- 1 民事訴訟法第132条の2の規定に基づく訴えの提起前における照会は、予告通知者が訴え提起前に必要な証拠を収集することができるようにし、訴えが提起された場合、早い段階からその後の審理の見通しを立て、訴訟の計画的な進行、民事裁判の充実・迅速化を図るための制度です。
- 2 同条に基づく予告通知者から照会があった場合において、県の業務を執行する県の職員又は契約関係に基づいて県の業務を執行する者若しくはその補助者の当該事業の執行に関する個人情報については、県が訴訟の一方の当事者となることが想定され、相手方と相互に協力し合って、訴訟を進行し、訴訟資料を充実させることが要請されており、法定の除外事由に該当しない限り、当初の収集目的にかかわらず、予告通知者に回答することが必要であると認められます。
- 3 県の職員等の業務執行に関する個人情報以外の個人情報について回答が求められているときは、前記1及び2の趣旨と個人情報の保護に関する条例による個人の権利利益の保護の要請との調和を図るという観点から、主要事実に関するもの及び主要事実の立証に直接資する間接事実に関するものについて、法定の除外規定に該当しない限り、当初の収集目的にかかわらず、予告通知者に回答することが必要であると認められます。
- 4 同条に基づく照会に回答する場合は、予告通知者に対し、個人情報を適正に取り扱うように要請するようにして下さい。
- 5 なお、4と関連して、今後は、同法第163条の規定に基づき訴訟の相手方に対し回答する場合は相手方に対し、同法第226条の規定に基づき裁判所の求めに応じて文書の送付を行う場合は文書の送付嘱託の申立人に対し、同法第186条の規定に基づき裁判所の求めに応じて回答する場合は調査嘱託の申立人に対し、弁護士法第23条の2の規定に基づき弁護士会に対し回答する場合は同規定に基づき申し出た弁護士に対し、個人情報を適正に取り扱うよう要請して下さい。

答申第 70 号
平成16年8月27日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会
会長 山下 淳

利用及び提供の制限の例外について（答申）

平成16年8月24日付け諮問第66号で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、利用及び提供の制限の例外について、適当と認める理由等は下記のとおりです。

記

適当と認められる理由等

- 1 民事訴訟法第132条の4の規定に基づく訴えの提起前における証拠収集の処分は、文書送付嘱託、調査嘱託等の裁判所の処分により、必要な証拠を収集することができるようにし、訴えが提起された場合、早い段階からその後の審理の見通しを立て、訴訟の計画的な進行、民事裁判の充実・迅速化を図るための制度です。
- 2 この制度は、法令等の規定に基づく要請であり、当初の収集目的にかかわらず、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて対処することが必要であると認められます。
- 3 同条に基づく裁判所からの求めに応じて報告、文書の送付等を行う場合は、予告通知者又は被予告通知者に対し、個人情報を適正に取り扱うよう要請して下さい。